

# 目次

## 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	4
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	4
8	指名委員の活動実績	4
9	特徴のある事件	4
10	インカメラ	6
11	ヴォーンインデックス	6
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	6

## 情報公開

1	諮問・答申件数	7
2	答申結果の分類	7
3	平均処理期間・審議回数	7
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	10
5	特徴のある事件	10
6	インカメラ	11
7	ヴォーンインデックス	12

## 個人情報保護

1	諮問・答申件数	13
2	答申結果の分類	14
3	平均処理期間・審議回数	14
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	16
5	特徴のある事件	16
6	インカメラ	17
7	ヴォーンインデックス	17

	付言の実績	18
--	-------	----

# 平成18年度の調査審議等の状況

(平成18年4月～平成19年3月)

## 全体

### 1 諮問・答申件数

平成18年度の諮問件数は728件、答申件数は634件、未済件数は504件となっている。

なお、平成13年度から平成18年度までの総諮問件数は4,261件、総答申件数は3,612件となっている。

#### 情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成18年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	568	558	18
独立行政法人等	160	76	8
累計	728	634	26

[平成13年度～平成18年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	3,880	3,371	123	386
独立行政法人等	381	241	22	118
累計	4,261	3,612	145	504

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

### 2 答申結果の分類

平成18年度に出された答申件数(634件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、135件(21.3%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	26(4.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	109(17.2%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	499(78.7%)

### 3 中間答申

平成18年度においては、運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 4 取下げ

平成18年度における諮問事件の取下げは、合計で26件である。このうち、情報公開関連は22件（行政機関14件、独立行政法人等8件）、個人情報保護関連は4件（行政機関4件）である。

取下げの理由をみると、全部開示したものは14件、不服申立人の自主的な取下げは10件、改めて開示決定等を実施したものが2件となっている。

#### 5 平均処理期間・審議回数

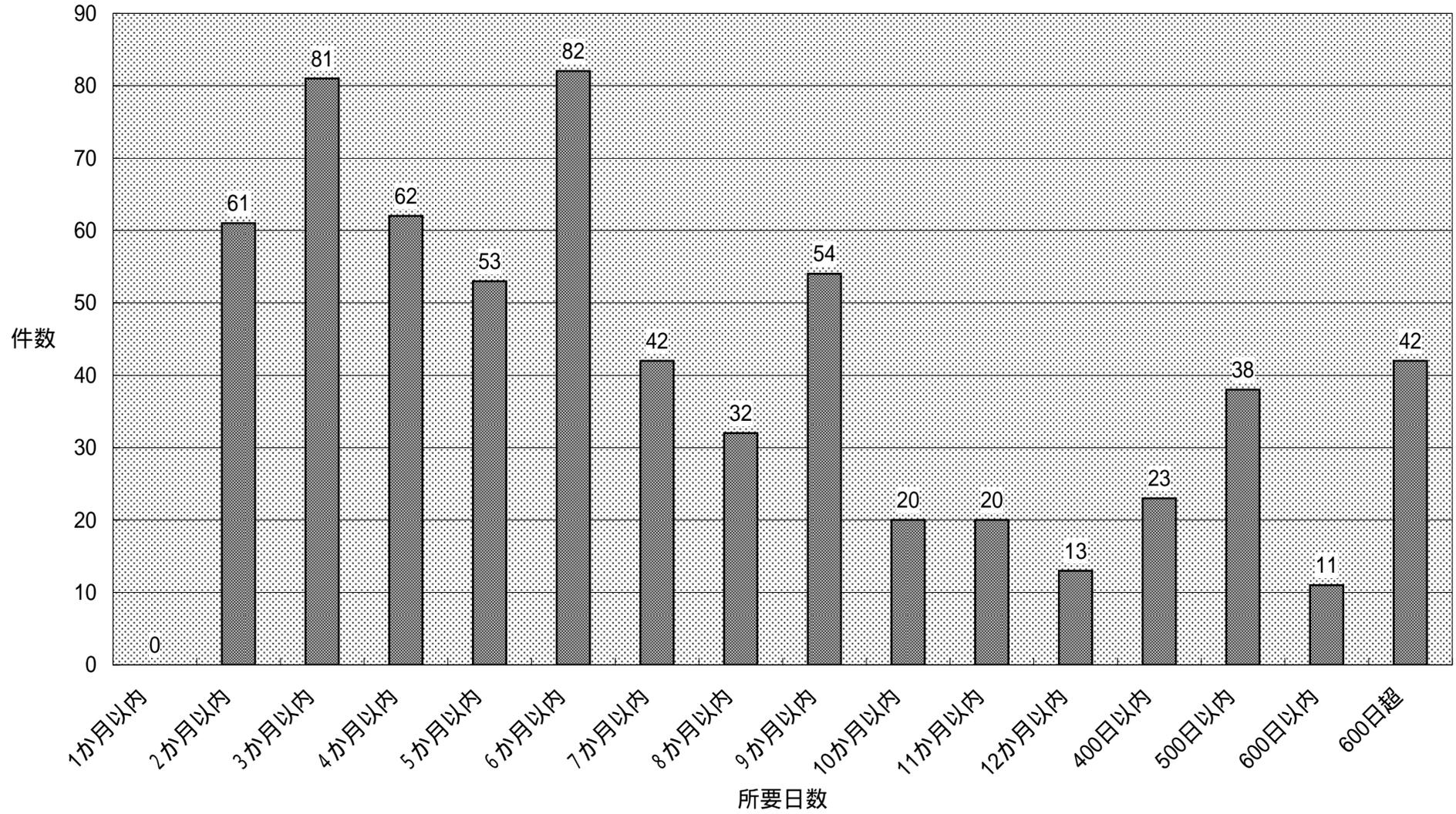
平成18年度の答申（634件）について、平均処理期間及び審議回数は219.2日、2.8回であり、最短の事件では38日で処理が終了しており（18（行情）答申311号）、最長の事件では1,213日かかっている（18（行情）答申312号）。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、6か月で答申をしたものが最も多く、次いで3か月で答申したものとなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	0	0.0
2か月以内	61	9.6
3か月以内	81	12.8
4か月以内	62	9.8
5か月以内	53	8.4
6か月以内	82	12.9
7か月以内	42	6.6
8か月以内	32	5.0
9か月以内	54	8.5
10か月以内	20	3.2
11か月以内	20	3.2
12か月以内	13	2.1
400日以内	23	3.6
500日以内	38	6.0
600日以内	11	1.7
600日超	42	6.6

（注）1か月=30日として集計。

# 答申所要日数



## 6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	35回
第2部会	30回
第3部会	35回
第4部会	33回
第5部会	34回

## 7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成18年度の答申(634件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは5件(諮問庁の職員3件、不服申立人、参加人等2件)であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは228件である。

(注)1:一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

## 8 指名委員の活動実績

平成18年度の答申(634件)についてみると、214件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「設置法」という。)12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

## 9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成18年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の17.0%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の6.6%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	情報公開	個人情報保護	合計	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	110	14	124	17.0%
存否拒否事件	45	3	48	6.6%
行政文書・保有個人情報の特定を争う事件	15	10	25	3.4%
適用除外事件	0	12	12	1.6%
逆FOIA事件	24	0	24	3.3%
行政文書等非該当事件	1	1	2	0.3%

(答申)

単位:(件)

	情報公開	個人情報保護	合計	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	110	4	114	情報公開5件、個人情報保護1件
存否拒否事件	40	5	45	情報公開6件、個人情報保護0件

文書の特定を争う事件	19	3	22	情報公開1件、個人情報保護0件
適用除外事件	0	17	17	情報公開0件、個人情報保護0件
逆FOIA事件	30	0	30	情報公開0件、個人情報保護0件
行政文書等非該当事件	1	0	1	情報公開0件、個人情報保護0件

### 9 - 1 不存在事件

不存在事件については、平成18年度では124件（情報公開110、個人情報保護14）の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、114件（情報公開110、個人情報保護4）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は6件あり、情報公開関連が5件、個人情報保護関連が1件である。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情) 72, 156, 349 (独情) 56, 57	情報公開関連
	(行個) 26	個人情報保護 関連

### 9 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成18年度に48件（情報公開45、個人情報保護3）の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、45件（情報公開40、個人情報保護5）について答申を出している。この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で6件である。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情) 67, 190, 325, 434 (独情) 11, 44	

### 9 - 3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成18年度に25件（情報公開15、個人情報保護10）の諮問を受け、平成17年度以前の諮問を含め、22件（情報公開19件、個人情報保護3件）について答申を出している。この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、情報公開関連で1件である。

	答申番号 (文書特定が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情) 503	

### 9 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成18年度に12件（すべて個人情報保護）の諮問を受け、平成17年度以前の諮問を含め、17件（すべて個人情報保護）について答申を出

している。この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

#### 9 - 5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成18年度に24件（すべて情報公開）の諮問を受け、平成17年度以前の諮問を含め、30件（すべて情報公開）について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

#### 9 - 6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成18年度に2件（情報公開1件、個人情報保護1件）の諮問を受け、1件（情報公開）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

### 10 インカメラ

平成18年度の答申（634件）についてみると、対象文書及び対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは421件となっている。

（注）： 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

### 11 ヴォーンインデックス

平成18年度の答申（634件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。（注）

（注）： ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

### 12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成18年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を、地方において行った実績は、以下のとおりである。

	地方での口頭意見陳述聴取の実績	備考
平成18年度	平成18年12月12日～13日（山形）	[5部会]

## 情報公開

### 1 諮問・答申件数

平成18年度の諮問件数は617件、答申件数は574件、未済件数は件427となっている。

なお、平成13年度から平成18年度までの総諮問件数は4,108件、総答申件数は3,541件となっている。

#### 情報公開関連

[平成18年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	500	508	14
独立行政法人等	117	66	8
累 計	617	574	22

[平成13年度～平成18年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	3,780	3,314	118	348
独立行政法人等	328	227	22	79
累 計	4,108	3,541	140	427

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

### 2 答申結果の分類

平成18年度に出された答申件数(574件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、119件(20.7%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	21(3.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	98(17.1%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	455(79.3%)

### 3 平均処理期間・審議回数

平成18年度の答申(574件)について、平均処理期間及び審議回数は255.7日、2.9回であり、最短の事件では38日で処理が終了しており(18(行情)答申311号) 最長の事件では1,213日かかっている(18(行情)答申312号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、4か月で答申をしたものが最も多くなっている。

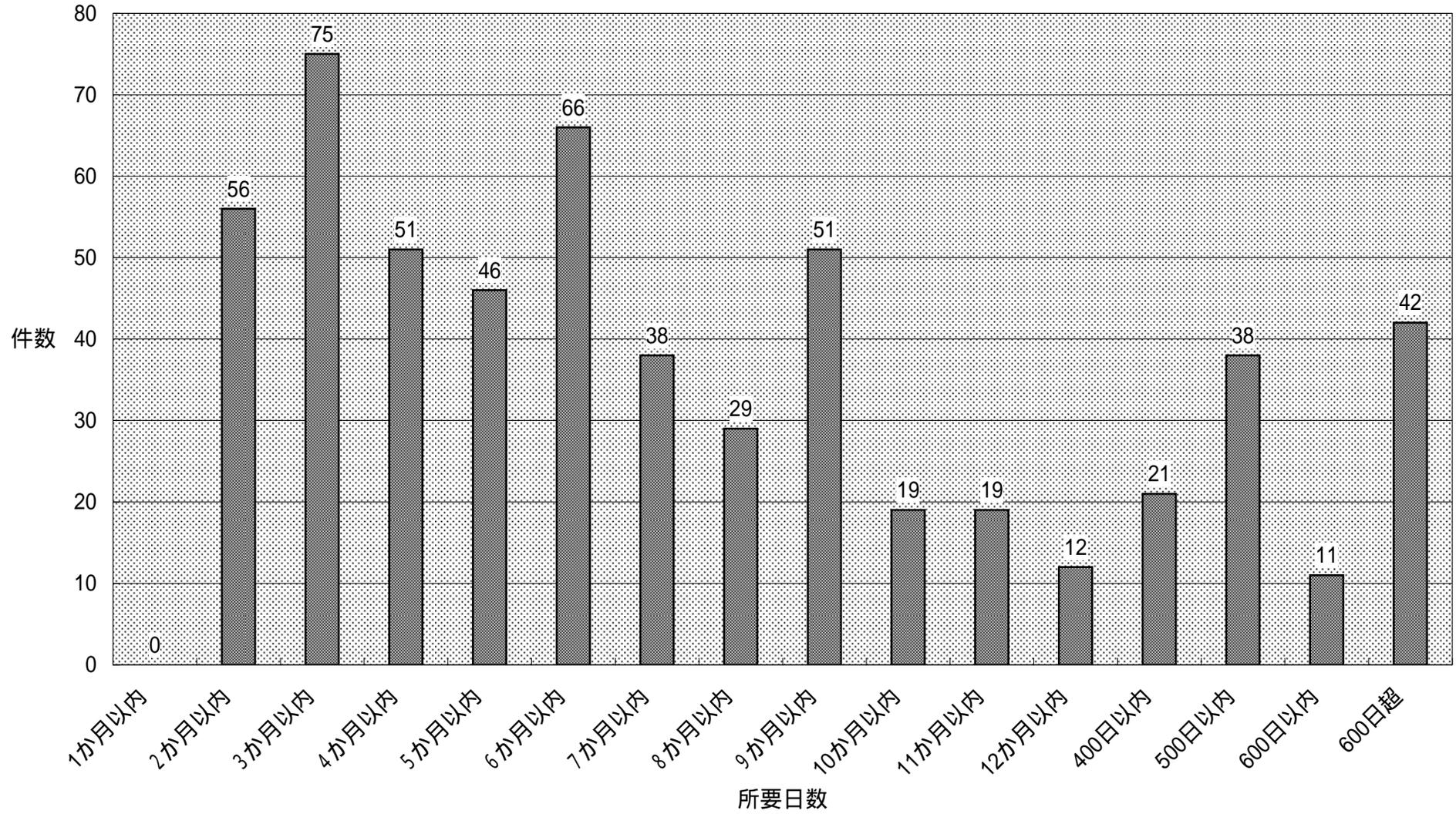
所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内に答申	0	0.0
2か月以内	56	9.8

3か月以内	75	13.1
4か月以内	51	8.9
5か月以内	46	8.0
6か月以内	66	11.5
7か月以内	38	6.6
8か月以内	29	5.1
9か月以内	51	8.9
10か月以内	19	3.3
11か月以内	19	3.3
12か月以内	12	2.1
400日以内	21	3.7
500日以内	38	6.6
600日以内	11	1.9
600日超	42	7.3

(注) 1か月=30日として集計。

(注) 割合については、各項目の値ごとに四捨五入を行っているため、総計は100%にならない。

### 答申所要日数



#### 4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成18年度の答申(574件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは5件(諮問庁職員3件、不服申立人、参加人等2件)であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは205件である。

(注)1:一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

#### 5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成18年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の17.8%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の7.3%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	情報公開	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	110	17.8%
存否拒否事件	45	7.3%
文書の特定を争う事件	15	2.4%
適用除外事件	0	0.0%
逆FOIA事件	24	3.9%
行政文書等非該当事件	1	0.2%

(答申)

単位:(件)

	情報公開	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	110	5
存否拒否事件	40	6
文書の特定を争う事件	19	1
適用除外事件	0	0
逆FOIA事件	30	0
行政文書等非該当事件	1	0

##### 5-1 不存在事件

不存在事件については、平成18年度では110件の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、110件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、5件である。

	答申番号 (不存在が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情)72, 156, 349 (独情)56, 57	

## 5 - 2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成18年度に45件の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、40件について答申を出している。この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、6件である。

	答申番号 (存否応答拒否が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情) 67, 190, 325, 434 (独情) 11, 44	

## 5 - 3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成18年度に15件の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、19件について答申を出している。この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件である。

	答申番号 (文書特定が妥当でないとされたもの)	備考
平成18年度	(行情) 503	

## 5 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成18年度には諮問を受けておらず、平成17年度以前の諮問も含め、答申していない。

## 5 - 5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成18年度に24件の諮問を受け、平成17年度以前の諮問も含め、30件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、その全部が妥当でないとされたものはない。

## 5 - 6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成18年度に1件の諮問を受け、1件について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

## 6 インカメラ

平成18年度の答申(574件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは395件となっている。

(注): 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 7 ヴォーンインデックス

平成18年度の答申(574件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。(注)

(注): ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

## 個人情報保護

### 1 諮問・答申件数

平成18年度の諮問件数は111件、答申件数は60件、未済件数は77件となっている。

なお、平成17年度からの総諮問件数は、153件、総答申件数は71件となっている。

#### 個人情報保護関連

[平成18年度]

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	68	50	4
独立行政法人等	43	10	0
累 計	111	60	4

#### <行政機関>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	67	49	4
訂正請求関連	1	1	0
利用停止請求関連	0	0	0
累 計	68	50	4

#### <独立行政法人等>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	33	8	0
訂正請求関連	7	1	0
利用停止請求関連	3	1	0
累 計	43	10	0

[平成17年度～平成18年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	100	57	5	38
独立行政法人等	53	14	0	39
累 計	153	71	5	77

## 2 答申結果の分類

平成18年度に出された答申件数(60件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、16件(26.7%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	5 ( 8.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	11 (18.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	44 (73.3%)

## 3 平均処理期間・審議回数

平成18年度の答申(60件)について、平均処理期間及び審議回数は182.6日、2.7回であり、最短の事件では58日で処理が終了しており(18(行個)答申32ないし36号)、最長の事件では396日かかっている(18(独個)答申7号)。

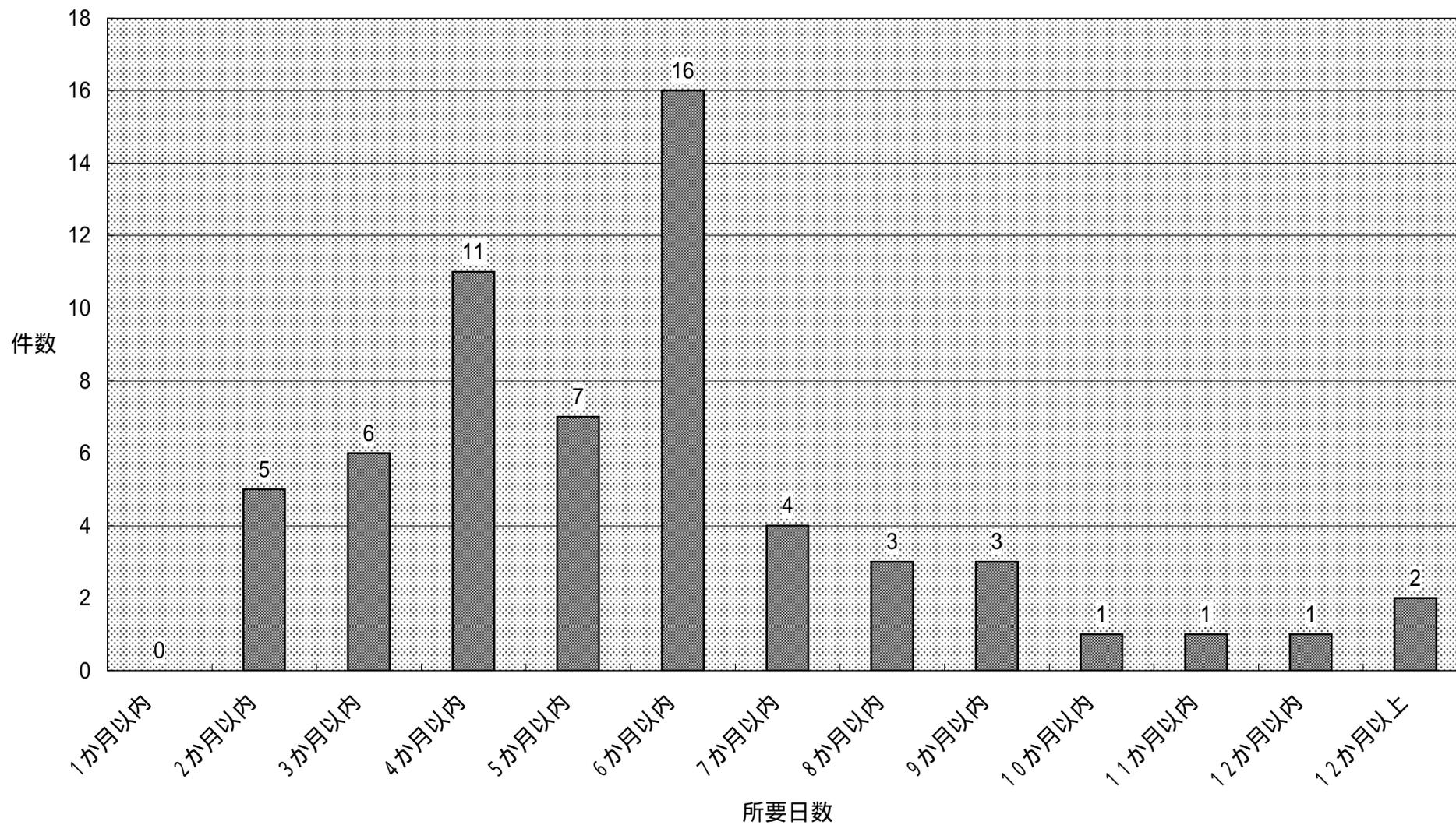
なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、6か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内	0	0.0
2か月以内	5	8.3
3か月以内	6	10.0
4か月以内	11	18.3
5か月以内	7	11.7
6か月以内	16	26.7
7か月以内	4	6.7
8か月以内	3	5.0
9か月以内	3	5.0
10か月以内	1	1.7
11か月以内	1	1.7
12か月以内	1	1.7
12か月以上	2	3.3

(注) 1か月=30日として集計。

(注) 割合については、各項目の値ごとに四捨五入を行っているため、総計は100%にならない。

答申所要日数



#### 4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成18年度の答申(60件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは23件である。

(注)1:一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2:部会又は指名委員による聴取実績である。

#### 5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成18年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の12.6%と最も多く、次に適用除外事件が全体の10.8%と多い。

(諮問)

単位:(件)

	個人情報保護	備考 (全諮問件数に占める割合)
不存在事件	14	12.6%
存否拒否事件	3	2.7%
保有個人情報の特定を争う事件	10	9.0%
適用除外事件	12	10.8%
逆FOIA事件	0	0.0%
保有個人情報非該当事件	1	0.9%

(答申)

単位:(件)

	個人情報保護	備考 (全部を妥当でないとした答申数)
不存在事件	4	1
存否拒否事件	5	0
保有個人情報の特定を争う事件	3	0
適用除外事件	17	0
逆FOIA事件	0	0
保有個人情報非該当事件	0	0

##### 5-1 不存在事件

不存在事件については、平成18年度では14件の諮問を受け、4件について答申を出している。この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件である(18(行個)答申26)。

##### 5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成18年度に3件の諮問を受け、平成17年度の諮問を含め、5件について答申を出している。この存否応答拒否に関する答申のうち、妥

当てないとされたものはない。

### 5 - 3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成18年度に10件の諮問を受け、平成17年度の諮問を含め、3件について答申が出されている。この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、当てないとされたものはない。

### 5 - 4 適用除外事件

適用除外事件については、平成18年度に12件の諮問を受け、平成17年度の諮問を含め、17件の答申を出している。この適用除外事件に関する答申のうち、当てないとされたものはない。

### 5 - 5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成18年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

### 5 - 6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成18年度に1件の諮問を受けたが、答申は出されていない。

## 6 インカメラ

平成18年度の答申（60件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは26件となっている。

（注）： 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 7 ヴォーンインデックス

平成18年度の答申（60件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

## 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成18年度の答申を整理すると、33件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど9の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（13件）が最も多く、続いて、文書管理に関する付言及び開示決定時等の理由の提示に関する付言（それぞれ6件）、補正に関する対応についての付言（5件）、開示決定等に係る調査不足に関する付言（3件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

[注]一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（13）

- ・ 本件諮問は、不服申立て後、2年余を経過しており、本件対象文書の不開示理由からして、不服申立てを受けてから諮問を行うまでに約2年もの長期間を要するとは到底考え難く、今後、諮問に当たり、迅速かつ的確な対応が望まれる。（平成18年度（行情）答申第309号）
- ・ 異議申立てから2年4か月余を経過してなされており、開示決定等に対する不服申立てを受けた独立行政法人等において、遅滞なく諮問を行うことが求められている。（平成18年度（独情）答申第61、62号）

など

### 2) 文書管理について付言したもの（6）

- ・ 本件対象文書を含む平成13年度、14年度及び15年度に廃棄した行政文書に係る廃棄目録を保存期間満了前に誤って廃棄したことについては、当時の文書管理が不適切であったと言わざるを得ず、諮問庁においては、今後、かかる誤廃棄の再発を防止するため、行政文書の廃棄処分に当たって保存期限の確認を徹底させるなど、文書管理の適正化をより一層図ることが望まれる。（平成18年度（行情）答申第200号）
- ・ 本来保存期間を延長して保存すべきであった本件対象文書について、これを廃棄したことは、事務処理・文書管理上重大な問題があり、不適法である。（平成18年度（独情）答申第61・62号）

など

### 3) 開示決定時等の理由の提示について付言したもの(6)

- ・ 情報公開法上、「開示請求対象外」という不開示理由は規定されておらず、不服申立部分以外の不開示部分についても、法5条各号所定のいずれの不開示情報に該当するかを明記すべきものである。(平成18年度(行情)答申第210号)
- ・ 原処分不開示決定通知書の記載のみでは、開示請求者は、法5条各号のうちどの不開示情報に該当することとなるのかを明確に知り得ることができるとは言えず、本件不開示決定における理由付記は、適切を欠くものであったと認められる。(平成18年度(独情)答申第44号)

など

### 4) 補正に関する対応について付言したもの(5)

- ・ 補正手続における処分庁の教示が適切さを欠き、その結果、対象文書が特定不十分のまま原処分が行なった処分庁の対応は遺憾であり、今後、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図るよう望むものである。(平成18年度(行情)答申第428号)
- ・ 本件のように開示請求の範囲を大幅に狭める形で特定を行うこととなる場合には、特定の内容をめぐって開示請求者との間で争いの余地を残すことが考えられるので、今後同様の事態が生じることのないよう、口頭で行われた補正の内容を書面で審査請求人に確認するなど、開示請求内容の補正に当たっては、適切に対応することを望むものである。(平成18年度(行個)答申第30号)

など

### 5) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(3)

- ・ 本件開示請求の段階で十分な調査・検討をせずに原処分を行ったことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。(平成18年度(行情)答申第166号)
- ・ 請求文書として特定した文書を確認せず、実際には保有していないにも関わらず、不開示情報が記載されていることを不開示理由とする原処分は不適切なものであると言わざるを得ず、さらに、本件諮問に当たっても、諮問庁として不服申立ての対象となる文書を直接確認することなく、原処分の判断を妥当とする諮問を行った諮問庁の対応には遺憾な点があったと認められることから、慎重かつ適切な対応が強く望まれる。(平成18年度(行情)答申第29ないし30号)

など

### 6) 理由説明書の不適切な記載について付言したもの(2)

- ・ 原処分において、本件対象保有個人情報として特定されていなかったところであるが、諮問庁は、理由説明書において、これらの文書を不開示とした理由を述べており、これは、原処分においてこれらの文書が本件対象保有個人情報として特定さ

れているとの誤解を与えるものであったと言える。また、「所得税の確定申告の手引き（抜粋）」については、実際には東京入国管理局千葉出張所で保管されていたにもかかわらず、理由説明書においては、推測に基づき、当該文書は既に廃棄されているとの誤った説明を行っている。これらの理由説明書の記載内容は不適切なものであったと言わざるを得ず、今後、理由説明書の記載に当たっては、適切に対応することを望むものである。（平成18年度（行個）答申第47号）

- ・ 訂正請求1に係る本件訂正請求情報を訂正できないとする理由は、原処分時の保有個人情報訂正等決定通知書の「訂正しない理由」欄に記載されているが、諮問庁から提出された理由説明書には記載されておらず、調査審議の過程で、当審査会が諮問庁の説明を求めて初めて本件事件の経緯及び具体的な「訂正をしない理由」が明らかになったところである。

したがって、当審査会としては、今後、不服申立人の理解及び当審査会の調査審議に資するよう、必要かつ十分な分かりやすい理由を記載した理由説明書を提出するよう諮問庁に要請するものである。（平成18年度（独個）答申第4号）

#### **7) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(1)**

- ・ 本件においては、本来、処分庁において、開示請求人に補正を求めるべきであったのに、これを怠っており、また、諮問庁においても、処分庁が開示決定を行った後、審査請求人に対して誤った通知をしており、その結果、手続に無用の遅延と混乱を生じさせたことは、誠に遺憾である。今後、処分庁及び諮問庁においては、情報公開制度及び行政不服審査制度の手続内容と趣旨を十分に理解し、開示請求者等の利便にかなうよう、事務手続の適正化を図ることを望むものである。（平成18年度（行情）答申第325号）

#### **8) 幹部職員の人事情報の公表基準統一化について付言したもの(1)**

- ・ 幹部職員の異動時における記者発表の際公表される人事情報には、各府省庁において、その公表内容に相違があることから、各府省庁にあっては、幹部職員に係る人事情報の公表内容について、公表基準を統一することの可否を含めて改めて検討するなどの措置が取られることを望むものである。（平成18年度（行情）答申第157号）

#### **8) 行政機関個人情報保護法との関係を踏まえた検討を要すべき課題について付言したもの(1)**

- ・ 公務員の個人情報、取り分け幹部職員の個人情報をどのように提供・公表するかという問題は、公益的な観点に留意しつつ、当該個人情報の有用性も踏まえて、国民の関心の程度あるいは社会的要請と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮して議論されるべきものであると思われ、「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務

省行政管理局監修)においても、同法8条の解説の中で、行政機関の保有する個人情報については、社会公共の利益のために利用目的以外に提供することが要請される場合もあるとし、このような場合にあっては、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の提供ができるとされている。この点について、仮に、職員の個人情報(「生年月日」、「本籍」及び「最終学歴」を含む略歴資料)を記者配布することを利用目的としていないことを前提とすれば、行政機関個人情報保護法上は、報道関係者を含む第三者に職員の個人情報を目的外提供することができるのは、a)特別の理由がある場合(同法8条2項4号)、又はb)本人の同意がある場合(同法8条2項1号)に限られることとなる。ここでは、a)によるのかb)によるのかはあくとして、まず、「特別の理由」に関して言えば、現時点では、行政機関個人情報保護法が施行されて間もなく先例判断の積み重ねが少ないことから、「個人情報を第三者に目的外提供するに当たっては、厳格・適切に運用すべきである」という原則的な立場から、各行政機関の判断が慎重になることもやむを得ない面があるが、「特別の理由」の有無の判断に当たっては、目的外提供する情報の性質・内容と提供先における利用目的等を衡量して合理的に判断することが適当であると思われるので、たとえ一般職公務員であっても、所管行政の専門家として大臣等を直接補佐し重要政策の企画立案及び実施に当たる一定の上級幹部職員については、人事異動時に略歴を第三者(報道関係者)に提供することに「特別の理由」があると認められる余地があるかどうか十分検討し、その上で各行政機関の判断が適正に行われるよう、判断に当たっての具体的なガイドラインを示す等の検討を、政府部内の人事担当部局において行うべきであると思われる。

次に、仮に「特別の理由」がないとしても、「本人の同意」に関して言えば、これらの上級幹部職員については、就任時に本件の不開示情報を含めた略歴を公表することについて、例えば包括的に同意を得るシステムを構築することにより、各行政機関における取扱いを統一することができないのか等の検討を行うべきであると思われる。(平成18年度(行情)答申第155号)

【参考】平成18年度に付言を行った答申一覧

1) 諮問の遅れ・早期諮問(13)

	答申番号
行情	33, 35, 198, 309, 310, 356, 374, 375, 376
独情	50, 51, 61, 62

2) 文書管理(6)

	答申番号
行情	29ないし30, 200, 491
独情	61, 62
独個	8

3) 補正に関する対応(5)

	答申番号
行情	287, 428, 483, 486ないし488
行個	30

4) 開示決定時等の理由の提示(5)

	答申番号
行情	210, 506, 507
独情	44
独個	8

5) 開示決定等に係る調査不足(3)

	答申番号
行情	29ないし30, 166, 198

6) 理由説明書の不適切な記載(2)

	答申番号
行個	47
独個	4

7) 開示決定の迅速・的確化(1)

	答申番号
行情	325

8) 幹部職員の人事情報の公表基準統一化(1)

	答申番号
行情	157

9) 行政機関個人情報保護法との関係を踏まえた検討を要すべき課題(1)

	答申番号
行情	155